

公共事業再評価調査

主管課： 港湾課

1 事業概要  (整備目的)	事業名： 中城湾港(泡瀬地区)港湾環境整備事業					
	事業種別： 港湾環境整備事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間： H13～H21			
	事業箇所： 沖縄市	根拠法令： 港湾法	事業期間： H13～H32			
	総事業費(百万円) 9,012	費用内訳： 補助 6/10,4/10	事業量： 緑地 15.4ha			
泡瀬地区は、沖縄市を中心とする中部圏東海岸地域の活性化を図るため、国・県・沖縄市が協力して取り組んでいる事業であり、スポーツを中心とした商業や宿泊、海洋レジャーなどを展開するスポーツコンベンション拠点の形成を図るものである。						
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間( 年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他( )					
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(公金差止訴訟の控訴審判決を受けた工事中断 )					
泡瀬地区海浜緑地の整備は、国施行の埋立工事の進捗にあわせて工事工程を組んでおり、国施行の工事工程が遅れたことなどから県施行の緑地整備も工事着工が遅れることとなった。また、平成21年10月の公金差止訴訟の控訴審判決を受け、同年同月より埋立てに関する工事を中断している。						
4 事業の 進捗状況 (H23. 3月時点)	項目	事業費(百万円)	埋立造成 (ha)	埋立関連施設(百万円)	上物施設(百万円)	用地取得(m <sup>2</sup> )
計画	9,012	5.1	8,306	707	—	
実施済	1,933	0.0	1,933	0	—	
率	21%	0%	23%	0%	—	
5 事業効果の 評価指標  (検討年 50年) (基準年 H23) (単位: 百万円)	① 交流レクリエーション便益	52,230	① 建設費(税抜き)	8,583		
	② 環境便益	22,045	② 管理運営費	132		
	③ 残存価値	2,632				
	総便益	76,906	総費用	8,715		
	基準年換算 (B)	22,681	基準年換算 (C)	8,138		
	費用便益比 (B/C) = 22681 / 8138 = 2.8					
6 事業を巡る 状況の変化	① 社会・経済： 泡瀬地区埋立事業は、平成14年度から国による埋立工事が、平成17年度からは県による埋立工事が進められてきたところであるが、平成19年に沖縄市は社会経済情勢の変化や環境への関心の高まり、計画見直しの必要性についての市民意見報告等を踏まえ、泡瀬地区開発計画を見直すこととした。これより沖縄市は土地利用計画見直し検討を進め、平成22年7月に沖縄市案を策定した。 こうした沖縄市における検討結果を受け、埋立事業者である国及び沖縄県は、埋立規模を当初の約半分程度に縮小するとともに、埋立土地利用計画を「スポーツコンベンション拠点の形成」を実現する内容に変更し、平成23年3月に港湾計画一部変更が決定され、平成23年7月に公有水面埋立変更の許可を得たところである。 ② 地元・自治体： 地元沖縄市の団体等から整備促進の要請がある。 ③ 利害関係者： 特になし。					
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 泡瀬地区の開発コンセプトである「スポーツコンベンション拠点の形成」(スポーツや文化芸能を活用することを主眼とし、スポーツを中心とした商業や宿泊、海洋レジャーなどの展開)のためには、海辺のレクリエーション空間や親水性の高い水際線の確保が必要である。このようなことから、港湾の良好な環境の整備並びに水際線の開放等を図るために人工海浜と一体となった海浜緑地を整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 平成23年7月に公有水面埋立変更の許可を得たところである。また、当該事業は、国が進める中城湾港新港地区の泊地・航路浚渫の土砂処分場として、浚渫土砂の有効利用を図るものである。以上のことから現計画で事業を推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 海浜緑地は、平成33年度供用予定であり、現在のところ事業効果は発現していない。					
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 公有水面埋立変更の許可が得られたことから、平成23年度に工事を再開し平成32年度事業完了を目指し整備を推進する。 ② 対住民関係： 中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業は経済的合理性がない等として平成23年5月27日に住民監査請求が提出されたが、同年6月28日に却下されている。なお、本事業計画については収支の見通しが統計データや調査報告等、根拠を有するものとなっており経済的合理性はあるものと判断している。 ③ 執行体制等： 現体制で執行可能である。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止					